



書類送付の御案内

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先日送付させていただきました、令和2年4月1日付け基発0401第12号、雇均発0401第5号「「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について」につきまして、通知（1枚目）本文中に誤植があったことが判明いたしました。大変申し訳ございません。

当該通知について、別添のとおり、改めて送付させていただきますので、ご確認の上ご査収いただけますようお願い申し上げます。

なお、先日送付した誤植のあった通知（1枚目）につきましては、お手数をおかけし大変恐れ入りますが、破棄いただきますよう併せてお願い申し上げます。

敬具

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部
労働衛生課 産業保健支援室
田染・松浦
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-5253-1111（内線5180・5493）



基発 0401 第 12 号
雇均発 0401 第 5 号
令和 2 年 4 月 1 日

一般社団法人日本建設業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られております。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、この医学的知見を踏まえますと、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要です。

このため、厚生労働省におきましては、「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」(平成 18 年 3 月 17 日付け基発 0317008 号。以下「通達」という。)に基づき所要の対策を推進してきたところですが、令和 2 年 4 月 1 日以降、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)に基づく時間外労働の上限規制について、長時間労働の是正等の働き方改革の推進を目的とした働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成 30 年法律第 71 号)附則第 3 条第 1 項に規定する中小事業主にも適用されることから、通達の一部を別添の新旧対照表のとおり改正しました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対し、本総合対策の周知とともに、本総合対策のうち事業者が講ずべき措置の実施の指導につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。



基発 0401 第 12 号
雇均発 0401 第 5 号
令和 2 年 4 月 1 日

一般社団法人日本建設業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られております。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、この医学的知見を踏まえますと、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要です。

このため、厚生労働省におきましては、「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」(平成 18 年 3 月 17 日付け基発 0317008 号。以下「通達」という。)に基づき所要の対策を推進してきたところですが、令和 2 年 4 月 1 日以降、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)に基づく時間外労働の上限規制について、長時間労働の是正等の働き方改革の推進を目的とした働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成 30 年法律第 71 号)附則第 3 条第 1 項に規定する中小事業主にも適用されることから、通達の一部を別添の新旧対照表のとおり改正しました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対し、本総合対策の周知とともに、本総合対策のうち事業者が講ずべき措置の実施の指導につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。~~一般社団法人日本建設業連合会会長一般社団法人日本建設業連合会会長一般社団法人日本建設業連合会会長一般社団法人日本建設業連合会会長一般社団法人日本建設業連合会会長~~